

定 款

一般社団法人いわし普及協会

一般社団法人 いわし普及協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 いわし普及協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、いわし等多量に捕獲される近海資源（以下「いわし等の近海資源」という。）の普及を推進することにより、我が国近海資源の有効利用を図り、もって我が国水産業の発展及び国民の食生活の改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) いわし等の近海資源の食用化を推進に関する調査及び試験研究
- (2) いわし等の近海資源の食用化を推進に関する研修
- (3) いわし等の近海資源の食用化を推進に関する啓蒙普及
- (4) いわし等の近海資源の食用化を推進に関する情報の収集、整理及び提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 普通会員 この法人の目的に賛同する、いわし等の近海資源の生産、加工及び流通に関する団体又は個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となったもの
- (2) 賛助会員 上記以外で、この法人の目的に賛同し、後援する団体又個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となったもの

2 この法人の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は毎年度、総会において定める会費を支払わなければならない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、代表理事会長に、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、当該会員にその総会の日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反する行為をしたとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 この法人の総会は、定時総会、臨時総会の2種とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時総会は毎事業年度終了後3箇月以内に毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、代表理事会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面により請求があったとき

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事会長が招集する。

- 2 前条第2項第2号の規定により請求があったときは、代表理事会長は、その請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、委任状その他の代理権を証する書面を代表理事会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、前条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合における前二条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人として選任された出席理事2名以上が署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうちから代表理事会長1名、副会長理事1名、専務理事1名を理事会で選定する。

3 前項の代表理事会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事会長、副会長理事及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、これを兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他の当該理事と一定の特殊な関係のある者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところに従い、職務を執行する。

- 2 代表理事会長は、法令及びこの定款の定めるところに従い、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長理事は代表理事会長を補佐し、専務理事は理事会で定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会の議決を経て、報酬を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事会長、副会長理事、専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事会長が招集する。

2 代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事会長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事会長及び監事が署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告は主たる事務所に5年間備え置くほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事会長は、相沢英之、副会長理事を菅原謙二、専務理事を岡本勝とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を一般法人の事業年度の開始日とする。